

- イ. バックプレーン容量及びスイッチング速度は、「3.2. 性能要件」にて示す最大通信量を妨げることのない性能を有すること。
- ウ. 全てのポートで、オートネゴシエーション機能により、半二重・全二重の伝送モード、10BASE-T/100BASE-TX の伝送速度を自動設定できること。
- エ. セキュリティ機能として SSH Ver.2 以降及び SNMP Ver.2 に以降よる telnet や SNMP セッションのトラフィック暗号化が可能であること。
- オ. 管理機能として以下を満たしていること。
  - (ア) CLI をサポートしていること。
  - (イ) 802.1Q を使用した VLAN トランク作成が可能であること。
  - (ウ) VLAN ID サポート数が 4,000 以上であること。
  - (エ) NTP または SNTP を使用し時刻サーバと連携して時刻を補正できること。
  - (オ) snmp や syslog に対応していること。
  - (カ) リモートからのソフトウェアアップグレードが可能であること。
  - (キ) ミラーポートが設定可能であること。
- カ. サイズは、19 インチラックに設置可能なサイズ以下であること。
- キ. IPv6 に対応できること。その際には、総務省策定のガイドライン「電子政府システムの IPv6 対応に向けたガイドライン」（平成 19 年 4 月 2 日）([http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070402\\_5.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070402_5.html)) に準拠していること。
- ク. 従前または今後の調達における導入機器等への妨害波による影響を回避するため、VCCI ClassA 相当を有すること。
- ケ. 消費電力は、50w 以下であること。

## (2) SHUB

原則的に、端末及びプリンタ等からの接続を集約する機器であり、L2 スイッチへ接続し、統合ネットワークへのアクセスを可能とする。ネットワーク構成における位置付けは、図 6.2-1 及び図 6.2-2 を参照のこと。また、詳細な構成の情報については、「2.9. 発注者が参加表明業者へ提供する情報」の項番 4 及び項番 5 に示す情報を参照のこと。

- ア. インタフェースとして 10BASE-T/100BASE-TX を 8 ポート以上有すること。
- イ. バックプレーン容量及びスイッチング速度は、「3.2. 性能要件」にて示す最大通信速度を妨げることのない性能を有すること。
- ウ. 全てのポートで、オートネゴシエーション機能により、半二重・全二重の伝送モード、10BASE-T/100BASE-TX の伝送速度を自動設定できること。
- エ. マグネットにより机などの金属部分へ貼り付け設置が可能であること。
- オ. サイズは、300 (W) × 100 (H) × 200 (D) mm 以下であること。
- カ. 従前または今後の調達における導入機器等への妨害波による影響を回避するため、VCCI ClassA 相当を有すること。
- キ. 消費電力は、25w 以下であること。

### 6.3. その他機器

#### (1) LAN ケーブル

- ア. カテゴリ 5 以上の UTP ケーブルを使用すること。
- イ. 配線設計の結果として、配線長が 90m を超える場合は光ケーブルをメディアコンバータ経由で接続し、配線の延長に対応すること。
- ウ. 光ケーブルを使用する際は、マルチモード光ファイバを SC コネクタにて接続すること。

#### (2) メディアコンバータ

- ア. 100BASE-TX 及び 100BASE-FX (2 心マルチモード光ファイバ SC コネクタ) のインタフェースを有すること。
- イ. 100BASE-TX ポートでサポートされているオートネゴシエーション機能により、全二重の伝送モードが使用可能であること。
- ウ. 一方のポートリンクが切断された場合、もう一方のポートリンク及び対向側メディアコンバータの全ポートリンクを自動的に切断する機能を有すること。
- エ. マグネットにより机などの金属部分へ貼り付け設置が可能であること。

#### (3) 机/棚

- ア. ネットワーク機器を確実に固定できること。バンドなどを利用した固定が可能であること。

## 7. テスト要件定義

受注者は導入機器について、機器の導入及び環境設定作業を全て完了した後、設計内容どおりに、統合ネットワークルータ、労働局 LAN 機器又はセンタ共有スイッチと接続し、設定及び配線が完了しているか確認するための疎通確認を実施すること。

テストにあたっては、万が一にも手順等に問題があつて障害が発生すれば、統合ネットワーク及び労働局 LAN に接続する多数のシステムに影響を与える可能性があるため、作業手順及び確認手順の策定並びにテストの実施にあたっては慎重に実施すること。統合ネットワークとの疎通確認にあたって必要な情報は、接続仕様書、移行実施計画書及び移行手順書として受注者へ提示するので参考にすること。また、労働局 LAN 又は端末及びプリンタ等との疎通確認にあたっては、労働局 LAN 運用保守業者又はハードウェア等納入業者と十分に調整した上でテストすること。

なお、疎通確認の実施にあたって必要となる端末等は、受注者にて用意すること。

また、疎通確認の結果については、ネットワーク機器の導入に伴い作成する「導入結果報告書」並びに障害対応及び構成変更等に伴い作成する「作業実施報告書」にて発注者に報告すること。

## 8. 移行要件定義

次期基準防災システムは最適化計画に則り、平成 20 年度中に上石神井庁舎新電算棟のサーバ機器等の移行、利用拠点の端末機器及びプリンタ等の移行を行う。また、平成 22 年度には上石神井庁舎新電算棟のメインフレーム廃止に伴う移行を行う予定である。次期基準防災システムの最適化スケジュールは、「14.3. 最適化スケジュール」を参照のこと。

次期基準防災システムの移行にあたっては、受注者は以下の作業を実施すること。

受注者は、平成 20 年度中に利用拠点において端末機器等が移行される時期までに、端末機器等が拠点 LAN に接続するために必要な情報を提示すること。また、ハードウェア等納入業者による端末機器等の動作確認や、設計・開発業者によるアプリケーション動作確認等を行う際に、拠点 LAN の設定情報や結線状況の確認、不具合対応及び技術的な支援を求めることが考えられるため、これらの作業に立ち会うこと。なお、利用拠点の端末機器等の移行作業は、業務への影響を考慮し閉庁日に行うことを予定している。

また、平成 22 年度の移行時には、上石神井庁舎新電算棟側の移行作業のみとなる想定であるため、受注者に作業は発生しない。

## 9. 保守要件定義

保守計画書に従って保守を実施すること。

- (1) 導入したネットワーク機器の保守については、受注者と発注者との間でSLA (Service Level Agreement) を締結する。サービスレベル評価項目と要求水準については、「10. SLA (サービスレベル協定)」を参照のこと。
- (2) 受注者は、保守作業を実施するにあたり、事前に「保守計画書」を作成及び納入し、発注者の承認を得ること。「保守計画書」に基づき、発注者及び設計・開発業者の指示に従い作業を実施すること。
- (3) 受注者は、導入したネットワーク機器について、借入期間中、確実な保守管理を受ける体制を整えること。
- (4) 導入したネットワーク機器については、原則として開庁日の8時00分から20時00分の間、保守要員の対応が可能であること。ただし、緊急の際は発注者と協議の上で個別対応可能であること。
- (5) 導入したネットワーク機器に関して、発注者、設計・開発業者、運用業者及びハードウェア等納入業者から技術的な質問、支援を求められた場合、速やかに対応すること。なお、質問に対する回答は、原則として2営業日以内に行うこと。2営業日以内の回答が困難な場合は、質問者と別途協議の上、回答日を決定すること。
- (6) 受注者は、発注者の要請に応じ、環境の変更に係る機器設定の変更、設置レイアウト図や機器構成図等の反映及び作業立会を含む支援作業を設計・開発業者、ハードウェア等納入業者及び運用業者と協力しながら実施すること。なお、環境の変更が発生する時点としては、以下を想定している。
  - ア. 他システムの端末及びプリンタ等の機器追加設置時  
(平成21年度までに各利用拠点で最大端末4台及びプリンタ3台を設置予定)
  - イ. レイアウト変更時  
(頻度は、参加表明業者へ別途提示する「レイアウト変更実績」を参照のこと)
  - ウ. 回線疎通確認時
  - エ. その他、環境設定の変更が必要であると考えられる時点
- (7) 受注者は、設置場所のレイアウト変更等に伴う端末及びLAN機器等の移設、設定変更及びテストに加えて、ハードウェア等納入業者と協力の上で行う疎通確認作業についても、本調達の範囲内として、発注者の指示に基づき、実施するものとする。なお、ここでの端末及びLAN機器等の移設とは、庁舎移転等による統合ネットワークの移設を伴わないものを対象としている。庁舎移転等統合ネットワークの移設を伴うものについては、別途契約を行う予定である。
- (8) 受注者は、統合ネットワークの移設を伴う移転を実施するために別途調達する業者(以下、「移転業者」という。)が利用拠点のLAN導入に必要とする情報を適宜提示し、移転業者が納品する納入物の検収に必要な支援を行うこと。

- (9) 受注者は、移転業者によって移転された利用拠点の LAN についても、移転前と同様に保守すること。なお、発注者は、移転結果を反映した設計書及び導入結果報告書を受注者へ提示するため、受注者は内容を確認すること。
- (10) 障害発生時に迅速な対応を可能とするため、障害が発生した際に一元的に受付を行う障害対応窓口を設置すること。
- ア. ネットワーク障害に対して、原則として開庁日の 8 時 00 分から 20 時 00 分の間はオンサイト対応（技術者派遣による現地での障害機器／部品の予備機器への交換、正常復帰確認作業、報告）を行うこと。ただし、緊急の際は発注者と協議の上で個別対応可能であること。
- イ. 開庁日の 8 時 00 分から 20 時 00 分の間におけるオンサイト対応は、年間出勤回数の 8 割以上について、障害の連絡を受けてから 1 時間以内に駆け付けることが可能であること（天候・災害の発生等の緊急時を除く）。また、提案時には、保守拠点の所在地等を示すこと。
- ウ. 開庁日の 20 時 00 分以降もしくは土曜日、日曜日、祝祭日等に障害発生を知り得た場合には、原則として翌開庁日の 8 時 00 分から 1 時間以内に対応が可能であること。
- エ. 障害の原因の調査にあたっては、発注者、設計・開発業者、ハードウェア等納入業者、運用業者、統合ネットワーク保守業者及び労働局 LAN 運用保守業者等の関連する業者と協力して実施すること。また、発注者あるいは障害の一次切り分けを行う設計・開発業者の指示により、システムログ及びシステム設定情報等の解析及び提供を行うこと。
- オ. 調査の結果、導入したネットワーク機器に障害があったことが判明した場合は、障害内容の確認を行い、障害復旧作業を実施したうえで、その結果を、発注者及び設計・開発業者に報告を行うこと。
- カ. 受注者は導入したネットワーク機器の下で次期基準労災システムが正常に動作しない場合には、発注者と協議の上、問題解決に向けた支援を行うこと。
- (11) 導入したネットワーク機器に関して、パッチ及び最新アップデートプログラムが入手可能であること。パッチ及び最新アップデートプログラムの取得は、公開開始から 20 時間以内で行い、設計・開発業者及び運用業者に提供すること。
- (12) 緊急に対応が必要な不具合及び脆弱性対策プログラム等については、製造元から取得後、速やかに設計・開発業者及び運用業者に提供すること。
- (13) 設計・開発業者が作成する運用・保守作業実施にあたっての作業手順書について、必要に応じて、導入するネットワークの特徴等を踏まえ改訂すること。改訂内容については、発注者、設計・開発業者、運用業者及びハードウェア等納入業者と協議し、保守手順に影響を与えないこと。

- (14) 導入したネットワークの点検については、「10. SLA（サービスレベル協定）」に示すサービスレベルを満たすために受注者が必要と判断する場合、適宜実施すること。
- (15) 発注者が定期的実施する災害対策訓練に参加し、有事の際に適切な対応ができる事を示すこと。
- (16) 受注者は、「保守計画書」に基づいて、保守作業を適切に実施したことについて、作業の都度「作業実施報告書」として発注者並びに各利用拠点担当者に納入するとともに、四半期ごとに「保守報告書」として発注者へ納入し、その承認を得ること。
- (17) 契約期間終了前より実施される可能性がある次期基準労災システムの更改に伴う移行作業に関連して発生する環境設定作業等について、関連する業者と協力して実施すること。また、その更改に伴う移行作業の進捗によっては、契約期間満了時に全ての機器の更改を行わない可能性もあるので、その際は、発注者と協議の上、撤去スケジュール等について協力すること。

## 10. SLA（サービスレベル協定）

### 10.1. 次期基準労災システムに対するサービスレベル協定

次期基準労災システムにより提供されるサービス及び本書に定められた受注者の役務については、高い品質が維持されることが必要である。発注者が求める品質を確保するための指標が下記に示す SLA の各項目であるため、これらの条件を満たすために必要な機器を納入し、体制を整備すること。

#### 10.1.1. SLA を評価するうえでの前提条件

SLA を評価する上での範囲や評価プロセスといった前提事項を、以下の各表にて示す。

表 10.1-1 サービスレベル評価時間定義

対象機器	サービス提供時間 (定期保守や法定停電時間による停止時間を除く次期基準労災システムが利用される時間であり、別途調達する運用業者による稼動監視を行う時間である)	保守サービス提供時間 (利用拠点での機器の修理・交換等の保守対応サービスが提供されるべき原則的な時間であり、緊急の際は発注者と協議の上で個別対応可能であること)
L2 スイッチ	24 時間 365 日	開庁日の 8:00~20:00
SHUB	24 時間 365 日	開庁日の 8:00~20:00

表 10.1-2 利用拠点LANのサービスレベルに関する報告

前提事項	説明	条件
サービスレベル報告	・SLA 項目における達成状況の報告頻度 ・定期的なサービスレベル報告会の開催により実施 ・報告時には、報告内容を裏付ける資料の添付を必須とする。	四半期に一度
作業状況報告	・上記「サービスレベル報告」で提案される改善案の実施状況及び改善結果についての報告。	適宜、必要に応じて
資産棚卸	・導入したネットワークに関して、構成の棚卸しを行い、仕様書等の最新化を実施する。	年 2 回



表 10.1-3 SLA監査及びその結果に対する対応

前提事項	説明	条件
SLA 内部監査報告	・本調達に直接関わらない受注者内の品質管理部門等の第三者に、SLA 報告内容について監査報告させることにより、内容の正当性を担保する。	年 2 回

#### 10.1.2. セキュリティ対策に関する SLA 項目

セキュリティ対策は発注者における最重要課題の 1 つであるため、SLA 項目を設定する。

表 10.1-4 セキュリティ対策に関するSLA項目

項番	SLA 項目	説明	条件
1	脆弱性の公表から報告までのリードタイム	<p>・今回の調達範囲となる機器に導入されているソフトウェア等の脆弱性報告が、ベンダ等より公表された時間から、設計・開発業者へ報告を行うまでの時間のこと。</p> <p>・ベンダ等が公表した時間とは、ベンダ等がもっとも早く情報を公開する時間とする。つまり、英語情報と日本語情報を発信しているベンダでは、原文情報が公開された時間を基準時間とする。メールの配信サービスを行っているベンダであれば、その配信時刻が基準時間となり、サイトのみでの情報公開であれば、そのサイトへ掲載された時刻とする。なお、対象機器毎に情報入手方法を明確にし、設計・開発業者と協議の上、決定する。</p> <p>・設計・開発業者に連絡を試みたが、設計・開発業者の都合等やむを得ない理由により連絡を取ることができなかった場合には、本 SLA 項目の対象から除外する。</p> <p>・報告対象は、設計・開発業者と協議の上決定すること。</p> <p>・脆弱性の次期基準労災システムへの影響を判断し、対応する。対応方法・スケジュールについては、報告時に設計・開発業者と協議の上、決定する。</p>	ベンダ等からの公表後、第一報を 20 時間以内

項番	SLA 項目	説明	条件
2	セキュリティ対策	発注者が提供する資料、ハードウェア、ソフトウェア、データ及び施設等を利用する際、厚生労働省情報セキュリティポリシーを遵守し、万全のセキュリティ対策を実施しているか。	セキュリティ事故件数0件

### 10.1.3. 利用拠点 LAN に関する SLA 項目

利用拠点毎にスイッチや SHUB 等のネットワーク機器、ネットワークケーブルの全てをまとめて1つの評価単位として取り扱う。

**表 10.1-5 利用拠点LANに関するSLA項目**

項番	SLA 項目	説明	条件
1	納入期限	・納入物について、定められた納入期限どおりに納入できたかどうかを評価する。	全ての納入期限を遵守
2	利用拠点ごとの稼働率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守サービス提供時間における実際に稼働した時間（稼働時間）の割合であり、下記の算式により利用拠点毎に算出する。  <math display="block">\text{稼働率 (\%)} = (1 - 1 \text{ヶ月の停止時間} \div 1 \text{ヶ月の保守サービス提供時間}) \times 100</math> </li> <li>・保守サービス提供時間における稼働予定時間とは、計画停電または定期保守など、事前に計画した停止時間を除く、1ヶ月あたりの保守サービスを提供すべき時間である。</li> <li>・停止時間とは、保守サービス提供時間のうち、計画外にシステムが停止していた時間及び多数の利用者が利用できない状態にあった時間を指し、障害からの本格復旧のために必要になった停止時間及び人為的なミスにより発生した停止時間等も含める。</li> <li>・発注者側に責任があることが確認できた場合は停止時間として取り扱わない。</li> </ul>	それぞれ 99.9%以上

項番	SLA 項目	説明	条件
3	平均故障復旧時間 (MTTR)	<p>・平均故障復旧時間とは、設計・開発業者及び運用業者における障害の一次切り分けの結果、障害の原因が機器の故障によるものと判明し、その旨通知を受けた時刻から故障が復旧した時刻までに要した時間の、1ヶ月間における平均値である。</p> <p>・平均故障復旧時間は、下記の算式により利用拠点毎に算出する。</p> <p>&lt;平均故障復旧時間=1ヶ月の総故障復旧時間÷1ヶ月間の総故障件数&gt;</p> <p>ただし、平均故障復旧時間の計算にはヘルプデスク稼働時間外を含まないものとする。</p> <p>・故障が発生した時刻とは、故障発生後、受注者が運用統括から通知を受けた時刻とし、故障が復旧した時刻とは、利用者が復旧者から故障が復旧した旨の通知を受けた時刻とする。</p> <p>・故障復旧とは、機器の故障原因を排除し、正常に稼働することを確認し、職員が使用可能な状態にあることとする。</p> <p>・定期的に必要となる消耗品の交換等については、故障とは取り扱わない。</p> <p>・発注者側に責任があることが確認できた場合には、故障復旧時間計算の対象から除外する。ただし、故障復旧は行うこと。</p> <p>・運用統括／運用業者における障害の一次切り分けへの協力の為の調査・確認等に要した時間は、故障復旧時間計算の対象から除外する。ただし、故障復旧は行うこと。</p> <p>・故障した機器と同等以上の代替機器あるいはサービスの提供を受けた場合には、故障復旧したものとする。(この場合、故障復旧時刻とは、代替機による稼働が確認された時刻を指し、代替機が担う機能等は、故障機器が修繕されて利用者に戻されるまでの間に、利用者の業務に大きな支障を与えない状態にする事で復旧したとみなす。)</p>	平均 6 時間以内

## 10.2. SLA 遵守に関する規定

### 10.2.1. 基本的な考え方

四半期ごとに SLA 達成状況の評価を行い、当該契約に関する支払金額の 90%～100%の範囲内で最終的な支払額を決定する。

当評価サイクルは、保守期間を通じて継続して行う。

### 10.2.2. SLA 評価時期

SLA の遵守については、本番利用を開始した月以降を評価時期とする。なお、いずれについても評価開始後 2 ヶ月間の実績は、支払額の変動へは影響を与えないものとする。

### 10.2.3. SLA 達成度合いの指標

受注者は表 10.1-4及び表 10.1-5に示す各SLA項目に対する達成状況を月単位で評価し、それらを 3 ヶ月ごとに実施する「サービスレベル報告会」において、3 ヶ月分を集計した結果を発注者に報告すること。なお、報告にあたっては、表 10.1-5の項番 2 について、利用拠点毎に個別のSLA項目として評価する点に注意すること。受注者から報告される毎月のSLA達成状況に、改善提案等の内容を加味した上で、受注者と発注者の協議に基づいて当該期間分のSLAの達成度合いを確定する。

なお、支払方法は「12.1. 契約条件 (2) 契約形態」に準ずること。

**表 10.2-1 SLA達成度合いの指標**

達成度合い	支払いの割合	条件
A	100% (満額)	全 SLA 項目で指定条件達成
B	97%	指定条件を達成できない SLA 項目が 3 ヶ月の合計 SLA 項目数全体のうち 5%未満
C	93%	指定条件を達成できない SLA 項目が 3 ヶ月の合計 SLA 項目数全体のうち 5%以上 10%未満
D	90%	指定条件を達成できない SLA 項目が 3 ヶ月の合計 SLA 項目数全体のうち 10%以上

### 10.2.4. SLA 達成度合い向上のための措置

SLA 未達成項目がある場合、受注者は以下に示すような措置により、達成度合いの向上に努めること。

- (1) 無償による対応

受注者の責により SLA が遵守できなかった場合、その改善策（手続き見直し、仕組み・ツールの導入、試験・検証など）の検討・実施を必須とし、必要とする作業は受注者の負担により無償で行うこと。

(2) 体制の見直し、主要担当者の常駐化、交代

「達成度合い C」以下の状況においては、受注者は主要担当者（責任者及び補佐など）を本契約以外の業務に従事させてはならない。

また、発注者は必要に応じて、担当者の交代を求めることができる。その場合、受注者は代替要員を 2 週間以内に選任し、発注者の了承を得ること。

#### 10.2.5. サービスレベルの達成が困難な状況が続く場合の措置

(1) 損害賠償請求

サービスの品質が著しく低く、改善が期待できない場合等においては、契約にもとづき、別途損害賠償を請求することがある。

(2) 入札資格の停止

特に、SLA の未達成度合いが著しく低いまたは、改善の見込みがないと認められた場合には、次回の調達等を始めとする各種入札に参加する資格を停止することがある。

## 11. 作業の体制及び方法

### 11.1. 作業体制

本件における作業体制は、平成 22 年度までは図 11.1-1 に示すとおり、統括責任者である設計・開発業者の統括の下、別途調達予定であるハードウェア等納入業者及び運用業者と協力すること。また、平成 23 年度以降は図 11.1-2 に示すとおり、新たに調達予定の統括責任者の統括の下、関係する業者と協力して、業務を遂行すること。

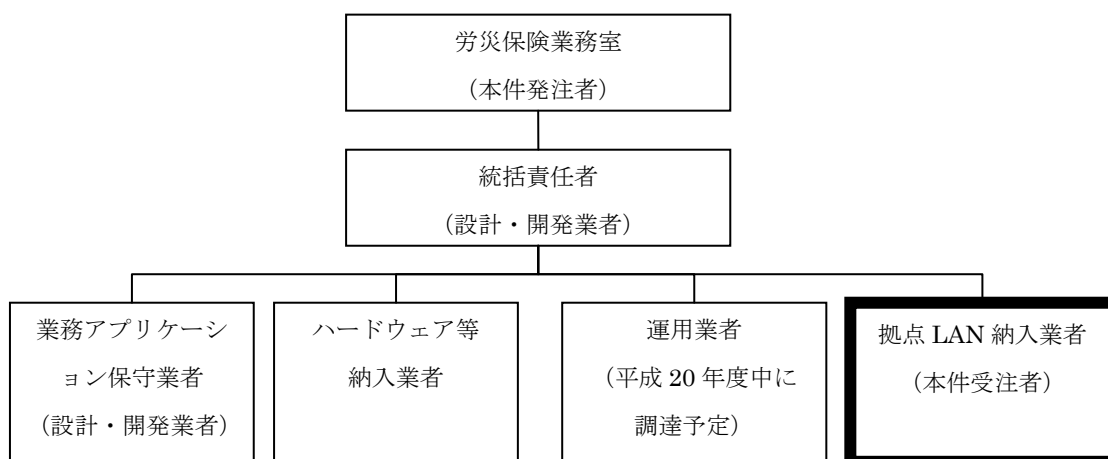


図 11.1-1 平成 23 年 3 月までの作業体制図

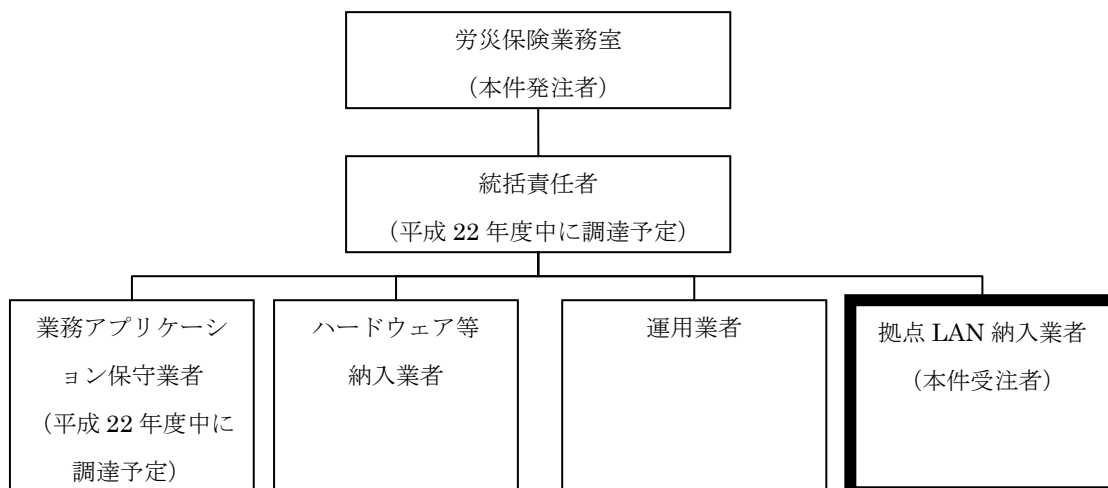


図 11.1-2 平成 23 年 4 月以降の作業体制図

#### (1) 本役務における役割分担

本役務における主な役割分担を表 11.1-1 に示す。

表 11.1-1 役割分担

体制	主な役割	備考
労災保険業務室 (本件発注者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運営主体として本役務における意思決定及び最終承認を行う。</li> <li>● 拠点 LAN 導入スケジュール等の作成にあたって必要となる利用拠点、統合ネットワーク及び労働局 LAN 等と調整を行う。</li> <li>● 受注者が利用拠点及び、統合ネットワーク及び労働局 LAN 等と調整する際の窓口となる。</li> <li>● 受注者が設計・開発業者（統括業者）、ハードウェア等納入業者及び運用業者と調整する際の窓口となる。</li> </ul>	
利用拠点の担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用拠点の責任者として、利用拠点で行われる受注者の作業管理を行う。</li> </ul>	利用拠点毎に配置
設計・開発業者（運用統括業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハードウェア等納入業者、運用業者及び拠点 LAN 納入業者を統括する。</li> <li>● 拠点 LAN 導入作業に必要となる、LAN 設計、LAN 機器の環境設計（パラメータ設計）を行う。</li> <li>● 受注者が導入する拠点 LAN も含め、次期基準労災システムの運用全般に対して責任を持つ。</li> </ul>	
ハードウェア等納入業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● センタ的拠点におけるサーバ及びネットワーク機器並びに利用拠点における端末及びプリンタ等を導入及び保守する。</li> <li>● 利用拠点における端末及びプリンタ設置時には、受注者が導入する SHUB との接続にかかる作業手順等の調整を行う。</li> </ul>	

体制	主な役割	備考
運用業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期基準労災システムの機器監視作業等の運用作業を実施する。</li> <li>拠点 LAN 機器の監視を行い、インシデント発生時に受注者に連絡する。</li> <li>次期基準労災システムの利用者からの問合せ窓口であり、拠点 LAN の不具合、問合せに対する利用者からの問合せを受ける。</li> </ul>	
拠点 LAN 納入業者（本件受注者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点 LAN の導入、保守に係るに本仕様書に記載された役務を行う。</li> <li>発注者のみならず、設計・開発業者、ハードウェア等納入業者及び運用業者と、本役務を遂行する上で必要な機器接続や運用保守手順等について調整を行い、十分に連携をとる。</li> <li>他システムの業者（統合ネットワーク担当業者及び労働局 LAN 運用保守業者等）と、機器接続等に係る作業手順について調整を行い、十分に連携をとる。</li> </ul>	

## (2) 受注者の組織

受注者は、本仕様書に定める作業要件を短期間で完遂するため、以下の条件を満足すること。

- ア. 全国規模のプロジェクトを統括できること。
- イ. 同時並行的に複数の利用拠点に対して導入作業を実施できること。
- ウ. 全国規模のネットワーク構築の実績があること。
- エ. 電気通信工事業又は電気工事業の免許を取得していること。

## (3) 受注者の責任者

受注者は、本仕様書に定める作業要件から必要な項目を洗い出した上で、WBSを作成し、EVMを用いた進捗管理を行い本作業についての推進・管理を行うこと。

また、受注者は、作業に先立ち責任者 1 名を配置し、本役務を履行できる体制を設け、発注者の了承を得ること。

ただし、受注者の責任者は以下の条件を満足し、本役務に専任で参画すること。

- ア. ネットワークの導入・パラメータ設定・性能等に関する見識・スキル・経験を持っていること。
- イ. 全国規模の機器導入プロジェクトの経験があること。
- ウ. プロジェクトマネージャ、PMP 等のプロジェクト管理関連資格またはそれに準ずる知識を有すること。



#### (4) 受注者の担当者

受注者の体制には以下の条件を満足した担当者を少なくとも 1 名は配置し、本役務に専任で参画すること。

- ア. ハードウェア等のシステム基盤の導入・パラメータ設定・性能等に関する見識・スキル・経験を持っていること。
- イ. 全国規模の機器導入プロジェクトの経験があること。
- ウ. テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験及びネットワーク機器ベンダ認定資格等のネットワーク関連資格またはそれに準ずる知識を有すること。

#### (5) 体制変更

作業体制に変更があった場合は、その旨を発注者に報告するとともに、書面による承認を得ること。また、発注者は必要に応じて、担当者の交代を求めることができる。その場合、受注者は代替要員を 2 週間以内に選任し、発注者の承認を得ること。ただし、各利用拠点において導入作業を実施する担当者に関する体制変更は、この限りではない。

#### (6) 関連する業者や利用拠点担当者との連絡

受注者が、ハードウェア等納入業者及び運用業者、統合ネットワーク業者、利用拠点担当者等、発注者以外と連絡するにあたっては、発注者を介した上で行うこと。ただし、発注者が直接連携することを指示した場合はこれに従い、状況を適切に報告すること。

### 11.2. 全般的作業要件

- (1) 導入にあたっては「導入計画書」を、保守にあたっては「保守計画書」を提出し、発注者の承認を得ること。
- (2) 本役務を実行する上で必要な作業を詳細化し、「進捗管理表」として WBS を作成すること。また、出来高計画値（PV）や投入実績値（AC）等を作業の進捗状況に応じて記入すること。
- (3) 品質評価対象に対して評価観点毎に計画と目標、実績を整理し、一定の品質を確保できている事を「品質管理表」にて管理すること。
- (4) 本役務を実行する上で発生する課題について、課題内容、対応状況、対応策、対応結果等を「課題管理表」にて管理すること。
- (5) 受注者の作業全体について「進捗管理表」「品質管理表」「課題管理表」等を用いて状況を管理し、発注者へ定期的に報告すること。実施方法については、発注者の指示に従うこと。
- (6) 納入期限までに、課せられた役務に係わる作業の一切を完了すること。
- (7) 課せられた役務の実施に必要な経費は、全て受注者の負担とし、必要となる機材の用意についても、全て受注者が手配すること。
- (8) 契約期間中に発生した導入機器の不具合に対する復旧は、受注者が行うこと。

- (9) 運用業者及びハードウェア等納入業者、統合ネットワーク業者、利用拠点担当者等の関連する業者との連絡や連携については、発注者及び設計・開発業者を介して行うこと。ただし、発注者が直接連携することを指示した場合はこれに従い、状況を適切に報告すること。
- (10) 課せられた役務の実施に伴う納入文書の修正は適宜実施し、その内容については発注者の承認を得ること。
- (11) 本仕様書に明示されていない事項で、新たな対応が必要となった作業については、発注者と協議の上、実施すること。

### 11.3. 導入作業要件

「2.9. 発注者が参加表明業者へ提供する情報」にて示した、拠点の一覧及びレイアウト並びに導入機器の構成及び設定等の情報に基づき、各利用拠点に必要な機器を導入し、それらを統合ネットワークルータ、労働局LAN共有スイッチ又はセンタ共有スイッチのいずれかへ適切に接続すること。

統合ネットワークへの接続にあたっては、万が一にも手順等に問題があつて障害が発生すれば、統合ネットワークに接続する多数のシステムに影響を与える可能性があるため、作業手順及び確認手順の策定並びに作業の実施にあたっては慎重に対応すること。接続にあたって必要な情報は、統合ネットワーク業者が作成した接続仕様書、移行実施計画書及び移行手順書として受注者へ提示するので参考にすること。

労働局LAN共有スイッチ又はセンタ共有スイッチへの接続にあたっては同様に慎重な対応が求められる。接続手順や動作確認手順について、労働局LAN運用保守業者又はハードウェア等納入業者と十分に調整したうえで接続すること。

また、ハードウェア等納入業者が利用拠点にて端末及びプリンタ等を導入する前に、利用拠点のLAN導入を完了させておく必要があることから、平成20年9月末までに全ての導入作業を完了させることとし、詳細は発注者と協議の上で計画すること。

導入前、導入時及び導入後の詳細な要件を、以下に記述する。

#### (1) 導入前における要件

- ア. 導入機器の搬入・設置に当たり、機器設置場所から最寄りの電源コンセントまでの配線工事が必要な場合は、受注者の負担によって実施すること。なお、電源配線に用いる機器については、電気用品安全法/JIS取得等の製品を用いること。電源容量については発注者にて調査を行い、本契約前に適切な容量を確保しておく予定である。
- イ. 導入にあたって他の業者と連携が必要となる事項がある場合は、事前に情報を整理し、その通達を行うこと。例えば、統合ネットワークのルータにてVLANの設定が必要な場合、導入作業実施前に統合ネットワークの担当者へ、必要なVLAN設定の情報を提供し、作業の依頼をすること。

- ウ. 受注者は、各利用拠点にて現地調査を実施することで、発注者が提示した資料に基づいて導入作業を実施するにあたり、設備上及び業務上の問題が無いかどうか、利用拠点担当者へヒアリングし最終確認をすること。なお、その確認結果を踏まえ、受注者は必要であれば設計の変更及び提示した資料の修正をし、導入作業に備えること。変更内容については、発注者の承認を得ること。

## (2) 導入時における要件

- ア. 利用拠点における受注者の作業は、閉庁日の実施を基本とする。ただし、機械室及び縦配管における作業等、利用拠点の業務に支障をきたさない作業については、閉庁日の作業を可能とするが、その際は発注者の承認を得た上で、利用拠点の業務に支障をきたさないよう十分に配慮し、作業を実施すること。
- イ. 受注者が利用拠点で作業を行う際は、利用拠点の担当者に対し作業開始及び作業終了の報告を行うこと。
- ウ. 利用拠点の担当者から受注者の作業について指示がある場合、受注者はこれに従うこと。なお、導入スケジュールに影響する指示を受けた場合、発注者に指示を仰ぐこと。
- エ. 導入日当日に障害発生等により導入が完了しないことが見込まれる場合、発注者に報告し、導入の再実施日について指示を受けること。
- オ. 導入機器の設置にあたっては、適切な養生を行い、設置先の施設及び設置する機器に損害を与えないこと。また、導入の際に使用した梱包材等は、受注者が処分すること。
- カ. 導入機器の設置作業等、受注者の作業によって施設または機器に何らかの損傷を与えた場合は、直ちに発注者及び利用拠点の担当者に報告を行い、受注者の責任及び負担において修復等を行うこと。
- キ. 導入機器は机もしくは棚に固定する等の適切な耐震対策を施すこと。使用する机及び棚の要件については、「6.3. その他機器」を参照のこと。
- ク. 導入機器にラベルを取り付けることによって、当該機器の識別を可能とすること。
- ケ. ケーブルにはタグを取り付けることによって、接続先機器を識別可能とすること。
- コ. 配線にあたっては、LAN ケーブル等に張力がかかることがないようにすること。
- サ. 配線は床下とすること。ただし、フリーアクセスフロア化されていない場合は、モールなどでケーブルを保護すること。
- シ. 導入機器のうち当面未使用の SHUB については、導入完了してから利用開始するまで、粉塵及び衝撃等を受けても故障及び損壊等がないよう適切な保全対策を実施すること。

## (3) 導入後における要件

- ア. 導入に関する作業が受注者により事前に作成された「導入計画書」に基づいて適切に実施されたことについて、「導入結果報告書」を提出し、発注者の承認を得ること。
- イ. 導入機器等を一覧化した「導入機器リスト」を提出し、発注者の承認を得ること。
- ウ. 「製品マニュアル」を「2.8.3. 納入方法」にて定めた部数を配布すること。
- エ. 導入結果を反映した最終版の「設置レイアウト図」及び「機器構成図」「機器構成表」を提出し、発注者の承認を得ること。
- オ. 稼動に必要な設定やデータを取得可能な機器については、当該機器の「フルバックアップ」を取得し、発注者に提出すること。
- カ. 納入する際は、発注者の検収の負担を極力抑え、かつ完全に検収できる方法を示すこと。

#### 11.4. 撤去・搬出作業要件

- (1) 撤去及び搬出にあたっては、実施日時等について「撤去・搬出に関する計画書」を作成し、発注者の承認を得た上で、作業を実施すること。作業の実施にあたっては、各拠点の担当者の指示に基づいて実施すること。
- (2) 撤去及び搬出対象機器は、調達範囲である機器全てとするが、撤去及び搬出にあたっては、事前に「撤去対象機器一覧」を作成し、発注者の承認を得ること。
- (3) 受注者は、撤去及び搬出に際し、対象機器の設定やログデータの全てを消去し、これを証する書類として「撤去報告書」に記載すること。
- (4) 撤去及び搬出にあたっては、適切な養生を行い、既設の機器あるいは施設に損害を与えないこととし、撤去及び搬出完了後は、養生品を速やかに撤去すること。搬出作業において、既設の機器あるいは施設に何らかの損傷を与えた場合は、直ちに各拠点の担当者に報告し、その指示に従って受注者の責任及び負担により修復等を行うとともに、その内容を速やかに発注者へも報告すること。
- (5) 受注者は、撤去及び搬出作業の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他の関連法令を遵守すること。
- (6) 受注者は、撤去及び搬出作業完了後、撤去された機器が設置されていた施設の原状復帰を行うこと。
- (7) 受注者は、撤去及び搬出作業完了後、発注者に「撤去報告書」を提出し、発注者の承認を得ること。
- (8) 発注者が必要と判断した際には、受注者あるいは委託先業者の撤去及び搬出作業について、作業内容の検査を行うことがあるものとし、受注者はこれに応じ、協力すること。

## 12. 特記事項

### 12.1. 契約条件

(1) 期間

契約締結時から平成 24 年 3 月 31 日まで。

(2) 契約形態

「6.2ネットワーク環境」及び「6.3その他機器」に記述されている全ての機器の賃貸借料並びに表 2.5-1に記述されている全ての役務に係る費用を、契約期間中、四半期ごとに支払うこととする。

### 12.2. セキュリティ

(1) 発注者が提供する資料及び施設等を利用する際は、厚生労働省情報セキュリティポリシーを遵守すること。また、各利用拠点にて個別に実施されているセキュリティ対策があれば、それを遵守すること。

(2) 万が一セキュリティ事故が発生した場合は、発注者の指示に従い、原因の分析及び再発防止策を検討するとともに、再発防止策を速やかに実行すること。

(3) 厚生労働省情報セキュリティポリシーの見直し及び各利用拠点にて個別に実施されているセキュリティ対策について見直しが行われた場合は、その内容に準拠すること。

(4) 受注者は、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠するよう、有効で具体的なセキュリティ対策を提案すること。

### 12.3. 環境への配慮

納入する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

この際、以下の基本方針に記載された事項については、必要な対応を行うこと。

(1) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 18 年環境省）

(2) 「環境物品等の調達の推進を図るための方針について」（平成 19 年厚生労働省）

### 12.4. 調達物品

(1) 中古品ではなく全て新規に用意すること。

(2) 導入する機器は最新版を基本とすること。ただし、最新の製品の場合に、本仕様書に示す機能を損なう場合、発注者と協議の上で適切な製品を導入すること。

### 12.5. 価格明細提示義務

受注者は提案時に調達物品や役務の価格の内訳についてその明細を提示すること。なお、内訳には、機種名、オプション名及びそれらの台数等の情報を含めること。

## 12.6. 責任の所在

納入機器の稼働については、物品の製造会社の如何に関わらず、受注者が最終責任を負うこととし、自社製品以外の場合もこれを受注者と製造者間の契約等により担保すること。なお、製造者からのサポートを確実に受けられる体制を構築すること。

## 12.7. 知的財産権等

- (1) 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、受注者が本件の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、発注者が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて、すべて発注者に帰属するものとする。また、発注者は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法（昭和45年法律第48号）第47条の2の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- (2) 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- (4) 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に発注者へ報告し、承認を得ること。
- (5) 本件に係り第三者が有する著作物をめぐる紛争については、受注者の責任、負担において一切を処理すること。発注者は係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力処置を講ずる。
- (6) 本件に定める納入物の所有権は、本件に定める契約金額の支払いが完了した日を以って、発注者に移転するものとする。

## 12.8. 秘密の保持

受注者は本役務に係り知り得た厚生労働省の機密事項や他の企業及び個人の営業秘密について、守秘義務を遵守するものとする。詳細については、別に締結する契約書の定めに従うこと。

また、参加表明業者のうち受注者以外の業者であっても、参加表明業者に提供する閲覧資料等で知りえた情報の守秘義務を遵守する誓約書を発注者へ提出すること。

## 12.9. 遵守事項

### (1) 省内規定

受注者が実施する設置作業等において、厚生労働省内の作業場所を使用する場合は、発注者と協議の上、発注者が規定する必要な手続きを実施し、承諾を得なければならない。

### (2) 一般規定

民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

### (3) 作業場所

事前に発注者と協議し、許可を受けた場所のみで作業を実施すること。

### (4) 厚生労働省全体管理組織（PMO）からの担当課室に対しての指導・助言等

厚生労働省全体管理組織（PMO）が担当課室に対して指導・助言等を行った場合は受注者もその方針に従うこと。

### (5) 方針の遵守

電子政府推進計画等の方針（今後出されるものを含む）に従うこと。

### (6) セキュリティポリシーの遵守

厚生労働省情報セキュリティポリシーを遵守すること。

## 12.10. 入札制限

本調達の実行業務においては、高い能力・実績及び関連知識を必要とすることから、参加者は以下の条件を満たす者に限ることとする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成19・20・21年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でAの等級に格付けされ、関東・甲信越の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止を受けている期間でないこと。
- (5) 品質管理体制についてISO9001：2000の認証を取得している者であること。
- (6) プライバシーマーク付与認定、JIS Q 27001、及びISO/IEC 27001のいずれかを取得していること。
- (7) 情報システムの調達の公平性を確保するため、参加者は、以下に挙げる事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵

省令第59号)第8条に規程する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。

- ア. 厚生労働省CIO補佐官及びその支援スタッフ等(常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成12年11月27日法律第125号)に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(平成11年12月22日法律第224号)に基づき交流採用された職員を除く。)が現に属する又は過去2年間に属していた事業者。
- イ. 厚生労働省労働基準局の「労働基準行政システム等に係る刷新可能性調査」と「労災行政システム等に係る刷新可能性調査」の受託事業者又は「監督・安全衛生等業務及び労災保険給付業務に係る業務・システム最適化計画策定支援業務」の受託者。
- ウ. 厚生労働省労働基準局の「監督・安全衛生等業務及び労災保険給付業務に係る業務・システム最適化計画の実施に係る工程管理及びシステム部門支援業務」の受託者。
- エ. 労働基準行政情報管理システム、労働保険適用徴収システム及び労災行政情報管理システムの最適化に係るコンサルティング業務の受託者。

- (8) 受注者は、受託業務の全部または主要部分を第三者に再委託することはできない。受託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を発注者に書面で提出し、承認を受けること。受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受注者の債務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、発注者に書面で提出し、承認を得ること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受注者が負うこと。
- (9) 受注者は、発注者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、承継させてはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。
- (10) 受注者は、(9)ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により発注者に届けなければならない。

## 12.11. 連絡先

本調達仕様書に関する連絡先は、以下のとおりである。

担当 厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務室

システム最適化推進室システム最適化第三係 岡久 潤、遠藤 香奈映

TEL 03-3920-3311 (内線: 327、328)



電子メール : [okahisa-jun@mhlw.go.jp](mailto:okahisa-jun@mhlw.go.jp)、[endou-kanae@mhlw.go.jp](mailto:endou-kanae@mhlw.go.jp)

### 13. 妥当性証明

本調達仕様書の内容が妥当であることを確認した調達担当課室の長は次のとおりである。

厚生労働省労働基準局監督課長	大西 康之
厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課長	坂口 卓
厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長	前田 芳延

## 14. 別紙

### 14.1. 利用拠点所在地一覧

### 14.2. 利用拠点別導入機器台数一覧

### 14.3. 最適化スケジュール